

宮古島市地産地消推進基本計画

令和3年5月

1. 背景

宮古島市では、温暖な気候・風土に恵まれた多様な農林水産物の生産が拡大されていますが、そのほとんどが島外市場への出荷が中心となっています。このことは、島外市場の動向による価格変動のほか、今般の新型感染症による影響などからも、外的要因による影響を受けやすい産業構造であることが明らかになっています。

また、これまで、独自の食材や食文化が地域住民の健康長寿を支えてきましたが、ライフスタイルの変化等により、食を取り巻く環境は大きく変化しており、現在、市民生活を支える食料は、そのほとんどを島外からの移入に依存しています。このことは、近年の異常気象や大規模な自然災害などを踏まえると、市民生活にとってリスクとなっているほか、島外からの食料調達に伴う経済流出にも繋がっています。

加えて、近年、消費者の農林水産物・加工食品に対する安全・安心志向が高まっており、「食」と「農」、「健康」の原点を見直していくことが求められています。一般消費者や学校給食のほか、ホテル・レストラン等の飲食業においても、地域の食材を求める傾向が高まっています。

これらの産業構造や食料の島外依存、消費者のニーズ等を踏まえ、地域の食材を活用した地産地消による循環型経済への移行によって、外部の影響を受けにくく、足腰の強い持続可能な社会構造への転換を図る必要があります。また、地産地消を推進し、消費者と生産者の距離を短縮することにより、新たな社会関係資本づくりや食文化の継承、産業の担い手育成など、様々な社会的な効果の創出も期待されます。

なお、沖縄県では、消費者、生産者、農林水産関係団体、学校給食、観光関連機関、市町村及び県等が連携して、食や農林水産業を取り巻く様々な環境の変化に対応するとともに、県の特性を活かした地産地消を効率的かつ効果的に推進するため「第4次沖縄県地産地消推進計画」が策定されています。

2. 基本方針（地産地消計画の推進に向けた目標と施策の方向性）

宮古島市の豊かな自然や気候風土の中で生産された地域の食材を大切にして、生産者と消費者及び事業者が連携を深め、市内で生産される農林水産物の地域内流通・加工を促進します。また、農林水産物の生産振興と消費拡大を促進し、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活を維持するとともに、未利用資源の活用による生産者の所得向上と地域の活性化を目指します。

(1) 学校給食における宮古島産農林水産物の利用率向上

地元産農林水産物の活用を促進し、安全・安心な食材の利用率向上を目指す。

(2) 食育等による世代を超えた食文化の継承と担い手育成

多様な世代が食事や調理を共有し、楽しむ機会づくりを推進するとともに、児童や生徒に農漁業や加工等の多様な体験機会を提供することで、世代を超えた食文化の継承や産業の担い手育成を目指す。

(3) 安全・安心な地元産農林水産物の安定供給の実現

旬の時期の生鮮利用を促進するとともに、一次加工による冷凍や乾燥、保管などの最新保存技術を活用して、安全・安心な農林水産物の安定供給を目指す。

(4) 事業者連携による多様な農林水産物流通ネットワークの構築

食を通じた関係者が目標を共有し、連携して課題解決に取り組むことができるよう、コミュニケーションの活性化を図り、既存の流通構造にとどまらない多様なネットワーク構築を目指す。

3. 地産地消推進方策

(1) 学校給食における地域食材の活用促進

- ・ 学校栄養士への地元食材に関する情報提供
- ・ 生産農家や直売所、加工業者等と学校給食調理場との連携強化
- ・ 一次加工による地元食材の学校給食への活用促進
- ・ 需要者のニーズに対応した食材の確保及び出荷体制の構築
- ・ 生産現場訪問の推進

(2) 地域食材の普及啓発活動推進

- ・ 地域食材の生産・調理体験の推進
- ・ 地域食材に関する生産情報の提供
- ・ 将来の食文化を担う人材の育成
- ・ 食材の魅力を生かした料理法の普及啓発

(3) ストック機能、一次加工強化を図る6次産業化の推進

- ・ 消費者・需要者のニーズに対応した商品化・販路拡大
- ・ 冷凍・乾燥・貯蔵等のストック機能強化支援
- ・ 需要者ニーズに対応した一次加工（カット等）の推進
- ・ 加工施設における衛生管理の強化支援
- ・ 加工事業を行う人材の育成
- ・ 6次産業化推進に関する各種事業の情報提供

(4) 関係事業者のネットワーク強化

- ・ 生産者と需要者の定期的な意見交換会の開催

- ・地産地消コーディネート機能の強化
- ・需要者のニーズに対応した出荷体制の構築
- ・直売所における生産者との連携強化
- ・地産地消ニーズに対応した産地形成
- ・異業種連携による既存物流網の活用

4. 推進体制

(1) 地産地消推進協議会の設置

- ① 地産地消の推進を図るため、「宮古島市地産地消推進協議会」(以下「協議会」)を設置し、必要事項を協議し、事業を推進する。
- ② 協議会の下に、特定事項について協議するため、必要に応じてプロジェクトチームを設置する。